

調整方針(案)一覧 (使用料、手数料等の取扱い)

4 手数料

(1) 現行どおりとするもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
原動機付自転車標識亡失弁償金	原動機付自転車の標識の亡失等に対する弁償金	原動機付自転車の標識の亡失等に対する弁償金	【手数料】(1件につき) 500円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 500円 【減免】なし	現行どおりとする。	弁償金の額、対象、減免規定が両市とも同水準で実施しており、類似団体と比較しても概ね同水準であるため。	特になし	特になし
自動車臨時運行許可事務に関する手数料	道路運送車両法に基づく自動車の臨時運行許可の申請(仮ナンバーの申請)に対する審査手数料	道路運送車両法に基づく自動車の臨時運行許可の申請(仮ナンバーの申請)に対する審査手数料	【手数料】(1件につき) 750円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 750円 【減免】なし	現行どおりとする。	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、手数料の金額が規定されているため。	特になし	特になし
自動車臨時運行許可番号標亡失弁償金	自動車の臨時運行許可番号標(仮ナンバー)の亡失等に対する弁償金	自動車の臨時運行許可番号標(仮ナンバー)の亡失等に対する弁償金	【手数料】(1組につき) 1,000円 【減免】なし	【手数料】(1組につき) 1,000円 【減免】なし	現行どおりとする。	類似団体より単価の設定が若干低いが、両市の水準が同一であるため。	特になし	特になし
戸籍法に基づく事務に関する手数料	戸籍法に基づく事務に関する手数料 戸籍法に基づく事務に関する手数料の免除	戸籍法に基づく事務に関する手数料 戸籍法に基づく事務に関する手数料の免除	【手数料】 ○戸籍謄本・抄本(1通につき) 450円 ○戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書(1通につき) 450円 ○戸籍記載事項証明書(1件につき) 350円 ○除籍・改製原戸籍謄本・抄本(1通につき) 750円 ○除籍全部事項証明書・除籍個人事項証明書(1通につき) 750円 ○除籍記載事項証明書(1件につき) 450円 ○届出・申請の受理証明書(1通につき) 350円 ※婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400円 ○届書記載事項証明書(1件につき) 350円 ○届書閲覧(1件につき) 350円 【減免】 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。 ・法令の規定において、条例の定めるところにより無料で取り扱うことができるとされているもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	【手数料】 ○戸籍謄本・抄本(1通につき) 450円 ○戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書(1通につき) 450円 ○戸籍記載事項証明書(1件につき) 350円 ○除籍・改製原戸籍謄本・抄本(1通につき) 750円 ○除籍全部事項証明書・除籍個人事項証明書(1通につき) 750円 ○除籍記載事項証明書(1件につき) 450円 ○届出・申請の受理証明書(1通につき) 350円 ※婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400円 ○届書記載事項証明書(1件につき) 350円 ○届書閲覧(1件につき) 350円 【減免】 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。 ・法令の規定において、条例の定めるところにより無料で取り扱うことができるとされているもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	現行どおりとする。	両市及び類似団体は同額であり、現行の手数料は適正であるため。	特になし	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料	住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料 住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料の免除	住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料 住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料の免除	【手数料】 ○住民票の写し(1世帯につき) 300円 ○戸籍の附票の写し(1戸籍につき) 300円 ○住民票の記載事項に関する証明(1件につき) 300円 ○住民票の写し又は戸籍の附票の写しの記載事項に変更がないことの証明(1件につき) 300円 ○住民基本台帳の一部の写しの閲覧(1世帯につき) 300円 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	【手数料】 ○住民票の写し(1世帯につき) 300円 ○戸籍の附票の写し(1戸籍につき) 300円 ○住民票の記載事項に関する証明(1件につき) 300円 ○住民票の写し又は戸籍の附票の写しの記載事項に変更がないことの証明(1件につき) 300円 ○住民基本台帳の一部の写しの閲覧(1世帯につき) 300円 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	現行どおりとする。	両市及び類似団体は同額であり、現行の手数料は適正であるため。	特になし	特になし
諸証明手数料	諸々の事務に関する手数料 諸々の事務に関する手数料の免除	諸々の事務に関する手数料 諸々の事務に関する手数料の免除	【手数料】(1件につき) ○身分証明 300円 ○独身証明 300円 ○不在籍不在住証明 300円 ○廃棄済証明 300円 ○年金現況証明 300円 ※公的年金現況証明は無料 ○住居表示変更証明 無料 ○出産育児一時金証明 無料 ○転出証明書 無料 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	【手数料】(1件につき) ○身分証明 300円 ○独身証明 300円 ○不在籍不在住証明 300円 ○廃棄済証明 300円 ○年金現況証明 300円 ※公的年金現況証明は無料 ○住居表示変更証明 無料 ○出産育児一時金証明 無料 ○転出証明書 無料 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	現行どおりとする。	両市及び類似団体は同額であり、現行の手数料は適正であるため。	特になし	特になし
個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料	個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料 個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料の免除	個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料 個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料の免除	【手数料】(1枚につき) ○個人番号カードの再交付 800円 ○個人番号の通知カードの再交付 500円 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	【手数料】(1枚につき) ○個人番号カードの再交付 800円 ○個人番号の通知カードの再交付 500円 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	現行どおりとする。	両市及び類似団体は同額であり、現行の手数料は適正であるため。	特になし	特になし
認可地縁団体に関する手数料	台帳証明手数料、印鑑証明手数料	台帳証明手数料、印鑑証明手数料	【手数料】(1通につき) 300円 【減免】 なし	【手数料】(1通につき) 300円 【減免】 なし	現行どおりとする。	地方自治法に規定されており、両市とも同じ事務を行っているため。	特になし	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
一般廃棄物処理業許可申請に関する手数料(処分業・収集運搬業)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく、許認可事務。処理業として、収集運搬業の許可と処分業との許可に区分。許可申請に係る手数料は、市条例において、料金を決めている。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく、許認可事務。処理業として、収集運搬業の許可と処分業との許可に区分。許可申請に係る手数料は、市条例において、料金を決めている。	【手数料】(1件につき) ○許可申請手数料 10,000円 ○変更許可申請手数料 10,000円 ○許可書再交付申請手数料 5,000円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) ○許可申請手数料 4,200円 ○変更許可申請手数料 4,200円 ○許可書再交付申請手数料 2,100円 【減免】なし	南足柄市の手数料条例の改正により、平成29年度以降両市とも同額の手数料となるため、現行どおりとする。	法令に基づく事務のため基本的な事務処理に差異はなく、また両市の手数料料金の水準も同額のため。	特になし	特になし
斎場使用料納付証明書発行手数料	申請に対し、斎場使用料を納付済であることを証明する。		【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし		現行どおりとする。	手数料条例による、その他の証明の手数料であり、事務処理の対価として適切な料金であるため。	特になし	特になし
埋火葬に関する証明手数料	申請に対し、小田原市斎場で火葬したことを証明する。(火葬時に申請の場合は、分骨証明となる。)		【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし		現行どおりとする。	手数料条例による、埋火葬に関する証明の手数料であり、事務処理の対価として適切な料金であるため。	特になし	特になし
税額控除対象となる社会福祉法人の証明に係る証明手数料	税額控除対象法人として、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしている旨の証明書を発行するための手数料	税額控除対象法人として、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしている旨の証明書を発行するための手数料	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	両市の内容が同一であること、対象者も限られており、今後の証明発行が見込まれる件数も僅少であること、全国的にも平均的な手数料額であるため。	特になし	特になし
片浦診療所(直診施設)運営管理事務に関する使用料、手数料	往診のために車を使用した場合や診断書等の請求があった場合などは、該当する使用料・手数料を徴収する。		【手数料】(1件につき) ○往診に係る自動車使用料 500円(片道2kmまで) ※2km増すごとに200円加算した額に108/100を乗じて得た額 ○診断書料手数料 1,620円 ○死亡診断書料手数料 3,240円 ○特殊診断書料手数料 4,320円 ○証明書手数料 640円 ○特殊証明書手数料 2,160円 ○死体処置料 3,240円 ○介護保険要介護認定に係る主治医意見書作成手数料 5,400円(在宅新規) 4,320円(在宅継続及び施設新規) 3,240円(施設継続) 【減免】なし		現行どおりとする。	小田原市立病院の額を参考に設定しており、適正規模のため。	特になし	特になし
診療報酬等病院で徴収する費用	小田原市立病院における診療報酬その他の費用の徴収		【手数料等】別添資料参照 【減免】 診療報酬等を納付する資力がないと認める者その他特別の事情があると認める者		現行どおりとする。	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには現行のとおり継続することが適当であるため。	特になし	特になし
農地等証明手数料(農地台帳閲覧・記録事項要約書)	農地台帳閲覧・記録事項要約書交付及び手数料徴収	農地台帳閲覧・記録事項要約書交付及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 200円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降両市とも同額の手数料となるため、現行どおりとする。	農地台帳閲覧・記録事項要約書交付及び手数料徴収事務の実施等について、法令に基づく事務であるため。	特になし	特になし
農用地等証明手数料(農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明願)	農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明の発行及び手数料の徴収証明願	農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明の発行及び手数料の徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	法令に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、両市とも同額のため現行どおりとする。	特になし	特になし
農用地等証明手数料(農地法第5条第1項の適用を受ける買受適格証明願)	農地法第5条第1項の適用を受ける買受適格証明発行及び手数料の徴収証明願	農地法第5条第1項の適用を受ける買受適格証明発行及び手数料の徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	法令に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、両市とも同額のため現行どおりとする。	特になし	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
農用地等証明手数料 (生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願)	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明発行及び手数料徴収	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	法令に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、両市とも同額のため現行どおりとする。	特になし	特になし
農用地等証明手数料 (転用事実確認証明)	転用事実確認証明発行及び手数料徴収	転用事実確認証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	類似団体と同水準の手数料のため。	特になし	特になし
農用地等証明手数料 (耕作証明)	耕作証明発行及び手数料徴収	耕作証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	法令に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、両市とも同額のため現行どおりとする。	特になし	特になし
地籍調査事業に関する手数料		昭和45年から平成10年に現地調査を実施した地籍調査事業資料の発行業務		【手数料】 ○地籍図証明(A4・1枚につき) 300円 ○地積面積証明(1件につき) 300円 ○19条5項面積証明(1件につき) 300円 ○筆界点成果簿(座標値)、図根点成果簿、その他(A4・1枚につき) 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	現行どおりとする。	同様の手数料である境界確定図写及び公共基準点証明の単価と同水準であるため。	現行の事務を行うため、事務処理が円滑に移行できる。	南足柄市の管理システムを使用するための費用が必要となる。
久野霊園管理手数料	久野霊園の墳墓の管理料		【手数料】(1年につき) ○墳墓区画4㎡ 5,000円 ○墳墓区画6㎡ 7,500円 【減免】 (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき (2)管理料を納付する資力がないと市長が認めるとき (3)その他、市長が特別の理由があると認めるとき		現行どおりとする。	利用者負担により設定した単価であるため。	現行どおりのため、使用者の負担増とならない。	特になし
水道料金等納付証明書発行手数料	小田原市水道給水条例に基づき、水道料金及び下水道使用料の納付証明書発行手数料を算出・請求する。	南足柄市給水条例に基づく、納付証明書の発行。	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】 公益上その他特別の理由があるとき	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】 公益上その他特別の理由があるとき	現行どおりとする。	両市とも同額であり、現行のままでサービス水準は維持できるため。	事務処理上の混乱が生じず、市民からの申請に迅速に対応できる。	特になし
指定給水装置工事事業者手数料	指定給水装置工事事業者を指定し、所定の手数料を徴収する。	指定給水装置工事事業者を指定し、所定の手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) ○指定給水装置工事事業者指定手数料 10,000円 ○指定給水装置工事事業者証再交付手数料 2,500円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) ○指定給水装置工事事業者新規登録手数料 10,000円 ○指定給水装置工事事業者証再発行手数料 2,500円 【減免】なし	現行どおりとする。	両市の手数料に差異がないため。	手数料に変更が生じないため、指定給水装置工事事業者の理解が得やすく、円滑に業務を進めることができる。	特になし

(2)小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
行政界証明手数料	行政界を確認した箇所について、証明書交付申請が提出された場合、小田原市手数料条例第24条第3項の規定に基づき、手数料を徴収する。	行政界を確認した箇所について、証明書交付申請が提出された場合、南足柄市手数料条例第2条の規定により、手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円(A3用紙まで) 600円(A3用紙を超えるもの) 【減免】 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合、官公署から公務上請求があった場合は免除	小田原市の事務処理方式を適用する。	類似団体と比較しても同様に、制度が簡素であるため。	簡素な制度で効率的な運用ができる。	用紙の大きさに関わらず手数料が一律だが、件数は多くないため歳入の増減はほとんどないと見込まれる。
行政不服審査法等に基づく謄写の手数料		行政不服審査法等に基づき審理員、行政不服審査会等に提出された書類等の写し等を交付する際に手数料を徴収する。		【手数料】(1件につき) 10円(片面) ※カラーの場合50円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用し、手数料化はしない。	情報公開制度等と同様に、謄写の実費負担として手数料化しない。	簡便な手続きが図れる。	現行の小田原市の例では、減免規定がない。実費負担は、原則謄写代であり、大きな負担になるとは考えていないが、今後の実績を踏まえ、減免規定に相当する規定の整備を検討する。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
工事施工証明手数料	小田原市発注の工事等において、受注業者から工事等の施工及び完成に係る証明の請求があった場合、証明書を発行し、手数料を徴収する。		【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市だけの事業であるが、定例的ではなく、年1回程度、他自治体の工事契約の締結に際して、業者から証明書を求められることが今後も想定されるとともに、事業として残しておいても、事務的な労力が極めて少ないため、合併後の市に引き継ぐことは問題ないと判断した。	特になし	特になし
原動機付自転車試乗標識交付手数料	商品である原動機付自転車を販売、交換又は車体試験を行うため、その販売業者が自ら試乗し、又は他人に試乗させるときに必要となる試乗標識の交付に係る手数料		【手数料】(1件につき) 500円 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。	同水準で事業を継続し、合併後の市の原動機付自転車販売業者の利便を図るため。	南足柄地域の原動機付自転車販売業者が原動機付自転車試乗標識を利用できるようになり、手数料の増収が見込まれる。	特になし
租税及び公課等の証明等に関する手数料	証明書(評価・公課・納税・所得・課税(非課税)・住宅用家屋・家屋減失・事業・地籍図・旧地籍図・大絵図)の発行にかかる手数料	証明書(評価・公課・納税・所得・課税(非課税)・住宅用家屋・家屋減失・営業)の発行にかかる手数料	【手数料】 ○評価・公課・公租公課 300円(2筆2棟まで) ※1筆1棟増すごとに100円加算 ○納税証明(1件につき) 300円 ○軽自動車納税 無料 ○所得・課税・非課税(1件につき) 300円 ○事業(1件につき) 300円 ○地籍図・旧地籍図・大絵図(1件につき) 300円 ○家屋減失(1件につき) 300円 ○住宅用家屋(1件につき) 1,300円 【減免】なし	【手数料】 ○評価 300円(2筆2棟まで) ※2筆2棟増すごとに300円加算 ○公課(1件につき) 300円 ○納税証明(1件につき) 300円 ○車検用軽自動車納税証明 無料 ○所得・課税・非課税(1件につき) 300円 ○事業(1件につき) 300円 ○家屋減失(1件につき) 300円 ○住宅用家屋(1件につき) 1,300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内16市の証明手数料は、ほぼ全市が同一の手数料設定であるため。また、評価証明の筆数による手数料のカウント方法は、納税者にとって分かりやすく、事務の効率化の観点からも、小田原市の算定方法を適用する。	特になし	特になし
放置自転車等移動保管料	東町自転車等保管場所にて保管している、市内に放置された自転車等を所有者が引き取る際、移動及び保管に要した費用(放置自転車等移動保管料)を支払っていただくもの。		【手数料】(1台につき) ○自転車 2,000円 ○原動機付自転車 4,000円 【減免】 盗難にあった自転車等が移動された場合は免除		小田原市の事務処理方式を適用する。	受益者負担の考えから、小田原市だけの規定を、現行のまま引き継ぐこととする。	適正な受益者負担が図られる。	南足柄市民の負担が増える。
生活改善事業資金貸付金残高証明手数料	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の発行する際の手数料。		【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。	類似団体と比較しても同水準であり、徴収に関して特に問題は生じていないため。	特になし	特になし
土壌汚染対策法に基づく事務に係る手数料	汚染土壌処理施設の許可申請、許可の更新及び変更許可の申請に係る審査に対し手数料を徴収する。なお、市長が特に必要と認める場合は減額又は免除する。	神奈川県で実施	【手数料】(1件につき) ○許可の申請 240,000円 ○許可の更新 230,000円 ○変更の許可 220,000円 【減免】なし	《参考》【手数料】(1件につき) ○許可の申請 240,000円 ○許可の更新 230,000円 ○変更の許可 220,000円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	現状において、小田原市と神奈川県で同水準のため。	特になし	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
一般廃棄物の処理手数料(ごみ)清掃手数料	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市の責務とされている一般廃棄物の収集・運搬及び処理について、市処理施設に持込まれたもの等の処理を行なう際に手数料を徴収する。</p> <p>①ごみ持込料金 家庭系及び事業系一般廃棄物のうち、自らが直接環境事業センターに持込むもの</p> <p>②ごみ特定料金 事業系一般廃棄物のうち、市長が認めるもの(上限は300kg)</p> <p>③ごみ特別料金 市が臨時に収集し、運搬し、及び処分するもの</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市の責務とされている一般廃棄物の収集・運搬及び処理について、市処理施設に持込まれたもの等の処理を行なう際に手数料を徴収する。</p> <p>①ごみ持込料金 家庭系及び事業系一般廃棄物のうち、清掃工場及び最終処分場に持込むもの</p>	<p>①ごみ持込料金 【手数料】 25円(1kgにつき) 30円(腐木材1kgにつき) 3,600円(1㎡につき) 【減免】次の場合は免除とする。 (1)天災、火災等のり災によって発生したもの (2)生活保護法による被保護者が排出するもの (3)市の公共用地、公共施設から排出されるもの(ただし、企業会計、競輪事業特別会計を除く) (4)市が主催、共催、後援する行事等により排出されるもの (5)その他、上記(1)から(4)に準ずるもの (6)地区組織等がボランティア活動で収集したもの (7)本市域内において、県が直接収集し、搬入したもの (8)本市域内において、(財)かながわ海岸美化財団が収集し、搬入したもの(協定締済)</p> <p>②ごみ特定料金 【手数料】 40円(1kgにつき) 6,800円(1㎡につき) 【減免】(申請に対する処分の審査基準による) ・市が認定する1か月当たりの排出量が100kg以下の事業者については免除 ・市が認定する1か月当たりの排出量が100kgを超え、300kg以下の事業者については、100kgに相当する手数料を免除</p> <p>③ごみ特別料金 【手数料】 40円(1kgにつき) 6,800円(1㎡につき) 【減免】 地区組織等がボランティア活動で収集したものは免除</p>	<p>①ごみ持込料金 【手数料】 240円(10kgにつき) 360円(粗大ごみ10kg) 【減免】 (1)天災その他災害を受けたとき。免除 (2)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき。免除 (3)前2号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めたとき。2分の1の減額又は免除 ※ボランティア清掃などは(3)を適用</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。 ただし、小田原市の「②ごみ特定」制度については、利用者間でも不公平が生じていることから廃止し、「③ごみ特別」制度については引き継ぐ。</p>	<p>料金については、料金単価の高い小田原市の単価を適用する。ただし、両市の制度の比較の中で、南足柄市にない「②ごみ特定」制度については、利用者間でも不公平が生じていることから廃止し、「③ごみ特別」制度については、市民サービスのため、引き継ぐ。</p>	<p>「②ごみ特定」制度を廃止することにより、事業系ごみが自己処理されることで、適正化が図られる。 賦課事務(清掃手数料システムへの入力、納付書の発行、送付ほか)の効率化及び経費の削減が図られる。 「②ごみ特定」制度の廃止に伴い、事業者間の不公平が解消される。</p>	<p>特定ごみを利用している事業者からの不満が想定されるが、事業者に対し説明し、理解を求める。</p>
一般廃棄物の処理手数料清掃手数料(小動物)	<p>飼い主が処理すべきペット等の死体について、焼却及び埋葬を行う際に係る手数料。また、所有者のいない野生動物については、条例の規定に基づき、料金を免除して同様に処理する。</p>	<p>飼い主が処理すべきペット等の死体について、焼却を行う際に係る手数料。また、所有者のいない野生動物については、条例の規定に基づき、料金を免除して同様に処理する。</p>	<p>【手数料】(1個につき) ○市の処理施設に持込まれたものを処分するとき 1,700円 ○市が収集し、運搬し、及び処分するとき 3,400円 【減免】 野生動物等、特定の所有者のいないもの</p>	<p>【手数料】(1個につき) ○市の処理施設に持込まれたものを処分するとき 1,200円 【減免】 野生動物等、特定の所有者のいないもの</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>両市の大きな差異は、動物専用炉が有るか無いかに尽きることから、動物専用炉を有する小田原市の現行の事務処理を合併後の市で引き継ぎ、手数料料金についても、財源確保の観点から小田原市の料金を適用する。</p>	<p>動物専用炉や慰霊碑等、ペットを飼う市民感情への配慮が可能となる。</p>	<p>処理する対象区域が広がること等から、収集の場合、これまで以上に手間がかかることが予測され、受入れ体制をはじめ人件費等(委託料)経費の増が予想されるが、事務の効率化等で経費を抑える。また、類似団体を参考に、受益と負担の観点から料金の見直しを行う。</p>
産業廃棄物処分費用	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条第2項の規定により、市が産業廃棄物を処分する際、小田原市産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定により手数料を徴収する。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条第2項の規定により、市が産業廃棄物を処分する際、南足柄市産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定により手数料を徴収する。</p>	<p>【手数料】 50円(1kgにつき) 8,700円(1㎡につき) 【減免】 産業廃棄物は、条例の減免規定適用外</p>	<p>【手数料】 240円(10kgにつき) 【減免】 一般廃棄物の処理手数料と異なり、条例に減免できるとした規定は設けていない。</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>法律を根拠に、条例により規定、運用している事務のため、両市間で実施方法等に大きな差異はないことから、現行のまま合併後の市に引き継ぎ、料金については財源確保の観点から小田原市の料金を適用する。</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
鳥獣飼養登録票交付等手数料、鳥獣飼養許可手数料	鳥獣保護法に基づき、愛がんのための飼養・販売許可事務等を行う。	鳥獣保護法に基づき、愛がんのための飼養・販売許可事務等を行う。	【手数料】(1羽・1世帯につき) 3,400円 【減免】 (1)本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (2)生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの (3)法令の規定により取り扱うもの (4)国又は地方公共団体が必要とするもの (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの	【手数料】(1羽・1世帯につき) 3,400円 【減免】 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき (4)官公署から公務上請求があったとき (5)公用で使用するとき (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法律の規定に基づき、証明を請求するもの (7)別表1の項第1号イに規定する事項について、地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項又は第419条第8項の規定による縦覧期間内において、納税義務者から固定資産課税台帳の閲覧請求があったとき (8)前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容と手数料において、両市に差異がなく、類似団体の状況から適正な水準と考えられるため。	特になし	特になし
浄化槽清掃業許可申請手数料 許可証再交付申請手数料	浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者の手数料	浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者の手数料	【手数料】(1件につき) ○浄化槽清掃業許可申請手数料 10,000円 ○浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 5,000円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) ○浄化槽清掃業許可申請手数料 4,200円 ○浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 2,100円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容は法定事務のため両市間において差異はなく、手数料について小田原市の水準を適用することにより、県内他市と同等の水準となるため。なお、南足柄市の手数料条例の改正により、平成29年度以降両市とも同額の手数料となる。	特になし	特になし
計量法に基づく事務に係る手数料	計量法に基づき、特定計量器(はかり)の定期検査や、特定計量器を商取引や証明行為に使用する事業者への立入検査等を通じ、市域の適正計量の確保・普及を図る。		【手数料】別添資料参照 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。	法令に基づく事務であり、県内同一料金であるため。	市内業者の法令の遵守が図られる。	地域拡大により、委託業者への委託料が増すが、検査順序等で効率の良いものとなるような組み立てを検討する。
農用地証明書発行手数料	申請者から申請のあった筆が農振農用地に該当することを証明する証明書の発行を行うと共に、発行手数料を徴収する。	申請者から申請のあった筆が農振農用地に該当することを証明する証明書の発行を行うと共に、発行手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) ※1筆増すごとに100円加算 【減免】 本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なとき	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】次の場合は免除とする。 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき (4)官公署から公務上請求があったとき (5)公用で使用するとき (6)そのほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	既存の方式を継続することにより、混乱の軽減を図る。また、手数料収入の増加が見込めるため。	手数料収入が増加する。	南足柄市域について、住民負担が増加する見込みのため、土地所有者に説明が必要となる。
農用地等証明手数料 (引き続き農業経営を行っている旨の証明願)	引き続き農業経営を行っている旨の証明願の発行及び手数料の徴収	引き続き農業経営を行っている旨の証明願の発行及び手数料の徴収	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) ※1筆増すごとに100円加算 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	法令に基づく事務であるため。また、小田原市の単価を適用することにより、増収を図るため。	南足柄市域について手数料が増額する。	南足柄市域について、住民負担が増加する。
農用地等証明手数料 (相続税・贈与税の納税猶予に係る適格者証明願)	相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明発行及び手数料徴収	相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) ※1筆増すごとに100円加算 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	法令に基づく事務であるため。また、小田原市の単価を適用することにより、増収を図るため。	南足柄市域について手数料が増額する。	南足柄市域について、住民負担が増加する。
農用地等証明手数料 (農地転用届出等受理済証明)	農地転用届出等受理済証明(許可済含む)発行及び手数料徴収	農地転用届出等受理済証明(許可済含む)発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) ※1筆増すごとに100円加算 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の単価を適用することにより、増収を図るため。	南足柄市域について手数料が増額する。	南足柄市域について、住民負担が増加する。
農用地等証明手数料 (非農地証明願)	非農地証明発行及び手数料徴収	非農地証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) ※1筆増すごとに100円加算 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	法令等(運用指針)に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、小田原市の単価を適用することにより、増収を図るため。	南足柄市域について手数料が増額する。	南足柄市域について、住民負担が増加する。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
屋外広告物許可申請手数料	小田原市屋外広告物条例の規定に基づき広告物の表示又は掲出をしようとする者の許可申請に係る審査手数料について、小田原市手数料条例の規定に基づき徴収する。	神奈川県屋外広告物条例の規定に基づき広告物の表示又は掲出をしようとする者の許可申請に係る審査手数料について、南足柄市手数料条例の規定に基づき徴収する。	<p>【手数料】</p> <p>○広告幕(1張りにつき) 200円</p> <p>○広告旗又は立看板等(1基につき) 100円</p> <p>○電柱、街灯柱若しくは標識柱に表示する物又ははり札等(1枚につき) 50円</p> <p>○はり紙(100枚につき) 500円</p> <p>○道路上に設置するアーチ(1基につき) 9,000円</p> <p>○アドバルーン(1基につき) 1,500円</p> <p>○電車又は自動車の外面を利用する広告物(1台につき) 500円</p> <p>○上記以外の広告物又は掲出物件(1基・5㎡につき) 2,400円</p> <p>【減免】 市長が特に必要と認める場合</p>	<p>【手数料】</p> <p>○広告幕(1張りにつき) 200円</p> <p>○のぼり旗(1本につき) 100円</p> <p>立看板(紙張、布張、木製、金属製)(1基につき) 100円</p> <p>○はり札、電柱(街灯柱)巻付け及び添か看板、標識柱を利用するもの(1枚につき) 50円</p> <p>○はり紙、ポスター(100枚につき) 500円</p> <p>○アーチ(1基につき) 9,000円(照明あり) 6,000円(照明なし)</p> <p>○アドバルーン(1個につき) 1,500円(照明あり) 1,000円(照明なし)</p> <p>○電車又は自動車の外面を利用するもの(1台につき) 500円</p> <p>○上記以外の広告物又は掲出物件(1基・5㎡につき) 2,400円(照明あり) 1,500円(照明なし)</p> <p>【減免】 市長が特に必要と認める場合</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	当該事務については、小田原市は独自条例、南足柄市は県条例で運用しており、合併時までに合併後の市の独自条例を制定する必要がある。手数料については、概ね両市の単価に違いが少ないため、年間許可件数の多い小田原市の単価を適用することで、事務量の軽減を図る。	許可件数の多い小田原市の単価を適用することで、混乱が少ない。手数料収入が増額する。	申請のうち最も割合の多い「照明のない屋外広告物」について、1基5㎡につき、小田原市は2,400円、南足柄市は1,500円であり、南足柄市の単価が低い。南足柄市域については一定の負担感が生じる。変更対象の事業者や申請者に対し、予め新たな単価について周知をしようとして、許可申請は概ね3年ごとであり、合併後最初の継続更新の際、新たな単価へ切り替えることとし、併せて個別に説明をする。
都市計画に関する諸証明等手数料	都市計画に関する証明書並びに都市計画図の写しの発行に関する事務及びその発行手数料の収納を行う。	都市計画に関する証明書の発行に関する事務及びその発行手数料の収納を行う。(都市計画図の写しの発行業務は未対応)	<p>【手数料】</p> <p>○都市計画に関する証明手数料(納税猶予の特例適用の農地該当証明書を含む)(1件につき) 300円(2筆まで) ※1筆増すごとに100円加算</p> <p>○都市計画図の写し発行手数料(1部につき) 200円 (平成29年4月1日から300円)</p> <p>【減免】 公用の場合</p>	<p>【手数料】</p> <p>○都市計画に関する証明手数料(納税猶予の特例適用の農地該当証明書を含む)(1件につき) 300円(筆数に関係なく)</p> <p>【減免】 公用の場合</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	当該事務については、小田原市は独自条例、南足柄市も独自条例で運用しており、合併時までに合併後の市の独自条例を制定する必要がある。手数料については、概ね両市の単価に違いが少ないため、年間許可件数の多い小田原市の単価を適用することで、事務量の軽減を図る。	都市計画図の写し発行手数料を徴収することにより、歳入増が見込まれる。	新規に南足柄市都市計画図の写し発行手数料を徴収することにより、市民負担が増す。小田原市及び南足柄市における都市計画の情報については、ホームページにより公開していることから、広く住民に周知することで対応できる。
各種証明書交付手数料	概要書原本証明書や記載事項証明書を交付する際に、手数料を徴収する。	神奈川県で実施	<p>【手数料】(1部につき) 300円</p> <p>【減免】 国又は地方公共団体が必要とするもの、若しくは市長が特に必要と認めるもの</p>	《参考》【手数料】(1部につき) 400円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の類似団体においても同額の手数料を徴収しているため。	南足柄市域の対象者の負担が減る。	手数料収入が減少する。
確認、完了検査及び中間検査の申請に係る手数料	確認申請時(計画変更を含む)や、中間検査、完了検査申請時に、申請手数料を徴収する。	神奈川県で実施	<p>【手数料】別添資料参照</p> <p>【減免】 計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの</p>	《参考》【手数料】別添資料参照 【減免】 計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし
許可及び認定並びに道路の位置の指定等の申請に係る手数料	各種許可申請や認定申請並びに道路位置指定申請時等に、申請手数料を徴収する。	神奈川県で実施	<p>【手数料】別添資料参照</p> <p>【減免】 申請者が小田原市長の場合</p>	《参考》【手数料】別添資料参照 【減免】 申請者が神奈川県知事の場合	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料	長期優良住宅建築等計画(計画の変更を含む)認定申請時に、認定申請手数料を徴収する。また、認定申請に併せて確認申請書類の提出があった場合、確認申請手数料も徴収する。	神奈川県で実施	<p>【手数料】別添資料参照</p> <p>【減免】 確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの</p>	《参考》【手数料】別添資料参照 【減免】 確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料	低炭素建築物新築等計画(計画の変更を含む)認定申請時に、認定申請手数料を徴収する。また、認定申請に併せて確認申請書類の提出があった場合、確認申請手数料も徴収する。	神奈川県で実施	<p>【手数料】別添資料参照</p> <p>【減免】 確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの</p>	《参考》【手数料】別添資料参照 【減免】 確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定申請と併せて確認申請の提出があった場合、確認申請手数料を徴収する。	神奈川県で実施	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照(「確認、完了検査及び中間検査の申請に係る手数料」と同様) 【減免】計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの	《参考》【手数料】別添資料参照(「確認、完了検査及び中間検査の申請に係る手数料」と同様) 【減免】計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市でこれまで実施してきており、類似団体においても同様の取扱いとしているため。	特になし	特になし	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画(計画の変更を含む)及び建築物エネルギー消費性能基準適合の認定申請時に、認定申請手数料を徴収する。また、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて確認申請書類の提出があった場合、確認申請手数料も徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照 【減免】確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの	《参考》【手数料】別添資料参照 【減免】確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし	
マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可申請時に、審査手数料を徴収する。	神奈川県で実施	神奈川県で実施	【手数料】(1件につき)160,000円 【減免】なし	《参考》【手数料】(1件につき)160,000円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし	
都市計画法に基づく事務に係る手数料	開発許可・建築許可等の申請に係る申請手数料、開発登録簿の写しの交付に係る手数料	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	《参考》【手数料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内統一金額のため。	特になし	特になし	
租税特別措置法に基づく事務に係る手数料	優良な宅地の供給を目的に開発許可を要しない場合に、租税特別措置法に基づき優良宅地造成の認定を受けることにより土地の譲渡について税制上の優遇措置を受けられる。(優良宅地造成認定申請手数料) ※一部のみ実施	優良な宅地の供給を目的に開発許可を要しない場合に、租税特別措置法に基づき優良宅地造成の認定を受けることにより土地の譲渡について税制上の優遇措置を受けられる。(優良宅地造成認定申請手数料) ※一部のみ実施	【手数料】別添資料参照 【減免】市長が特に必要と認める場合	【手数料】別添資料参照 【減免】市長が特に必要と認めるもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内統一金額のため。	特になし	特になし	
宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料	宅地造成工事許可申請に係る申請手数料		【手数料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		小田原市の事務処理方式を適用する。	法定受託事務であり、県内統一料金のため。	特になし	特になし	
証明手数料	開発工事の完了公告の証明書交付手数料		【手数料】(1件につき) ○開発工事の完了公告の証明書交付手数料 300円 【減免】 ・法令の規定により取り扱うもの ・国又は地方公共団体が必要とするもの ・市長が特に必要と認めるもの		小田原市の事務処理方式を適用する。	法定受託事務であるため。	特になし	特になし	
道路橋りょう手数料	申請に基づき、道路台帳で管理する市道の認定区域(区域証明)及び道路幅員(幅員証明)について証明を行い、手数料を徴収する。主に陸運局で運送事業免許を受ける際と建築行為等の際に必要となる。	申請に基づき、道路台帳で管理する道路幅員(幅員証明)について証明を行い、手数料を徴収する。建築行為等の際に必要となる。	【手数料】(1部につき) ○道路台帳図 200円 ○道路幅員証明(運送業申請用) 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	【手数料】(1部につき) ○道路台帳図 無料(ホームページより自由閲覧) ○道路幅員証明 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	小田原市の事務処理方式を適用する。	【手数料】(1部につき) ○道路台帳図 300円 ○道路幅員証明(運送業申請用) 300円 ※小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降、道路台帳図の手数料が300円となる。	処理件数の多い小田原市の方を適用する。合併時は各管理システムごとにデータ管理、出力により発行し、その後システム統合を図り、発行する。	道路台帳図の南足柄市域分の収入増が見込まれる。既存データによる発行のため、合併時の発行業務に支障をきたさない。	両市で管理する図面データが異なるため、統合までの間、2つのシステムを管理することになる。
土木管理手数料	申請に基づき、小田原市土地境界確定取扱要項により作成した境界確定図について、境界確定図の発行や土地境界証明を行い、手数料を徴収する。	申請に基づき、境界確定事業により作成された境界確定図について、境界確定図の発行や土地境界証明を行い、手数料を徴収する。	【手数料】(1部につき) ○境界確定図写 200円 ○土地境界証明 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	【手数料】(1枚につき) ○境界確定図写 300円(A3まで) 600円(A2まで) ○土地境界証明(1件につき) 600円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	小田原市の事務処理方式を適用する。	【手数料】(1部につき) ○境界確定図写 300円 ○土地境界証明 300円 ※小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降、境界確定図写の手数料が300円となる。	処理件数の多い小田原市の方を適用する。合併時に、小田原市の管理システムにデータ統合を図り、発行する。	現行の事務を行うため、事務処理が円滑に移行できる。統一データによる管理が可能となる。	両市で管理する図面データが異なるため、データ統合に新たに費用を要する。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
公共基準点証明に関する手数料	申請に基づき、公共基準点の成果等を発行し、手数料を徴収する。	申請に基づき、公共基準点及び任意基準点の成果等を発行し、手数料を徴収する。	【手数料】(1部につき) 200円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	【手数料】(1部につき) 300円(A3まで) 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	小田原市の事務処理方式を適用する。小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降両市とも同額の手数料となる。	両市とも同額となるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。合併時に、小田原市の管理システムにデータ統合を図り、発行する。	現行の事務を行うため、事務処理が円滑に移行できる。統一データによる管理が可能となる。	両市で管理する基準点データが異なるため、データ統合に新たに費用を要する。
法定外公共物所管確認証明手数料	国有地について、市が譲与を受けた国有地でないことの証明書を発行し、手数料を徴収する。	国有地について、市が譲与を受けた国有地でないことの証明書を発行し、手数料を徴収する。	【手数料】(1部につき) 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	【手数料】(1部につき) 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも同額であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。合併時に、小田原市の管理システムにデータ統合を図り、発行する。	現行の事務を行うため、事務処理が円滑に移行できる。統一データによる管理が可能となる。	両市で管理する図面データが異なるため、データ統合に新たに費用を要する。
設計審査手数料	給水装置工事の内容に応じて、設計審査手数料を徴収する。	設計審査手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) ○新設工事 19,000円 ○改造工事 19,000円 ○増設工事 12,000円 ○簡易増設工事 2,000円 ○分譲管工事 31,000円(口径40mm以下) 39,000円(口径50mm) 49,000円(口径75mm以上) ※新設工事に係る手数料を含む ○貯水槽工事 12,000円～71,000円 ※詳細は、別添資料参照 ※各手数料に掘削占用申請に係る経費を含む 【減免】なし	【手数料】(1件につき) ○審査手数料 1,000円 ○検査手数料 1,000円 ○県道占用申請手数料 1,000円 ○市給水条例第39条第2項の確認手数料 2,500円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	現行の事務処理に係る人件費や経費を積上げ、設計審査手数料を算出している小田原市の単価を適用する。	設計審査手数料が増収となる。また、給水装置工事の施工状況を確認する業務を存続することにより、不良施工や未承認施工等の不正行為を防止することができる。	南足柄市域の給水区域は値上げとなるため、給水装置工事申込者に十分周知を図り理解を求める。

(3)南足柄市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
閲覧及び公文書の写しの交付手数料	地籍図、旧地籍図、大絵図、法典の閲覧及び地籍図、旧地籍図、大絵図の写しを発行する際にかかる手数料	公図・旧公図・大絵図・土地台帳・家屋台帳／名寄帳の閲覧、写しの発行にかかる手数料	【手数料】 《閲覧》(1件につき) ○地籍図・旧地籍図・大絵図・法典 200円 《写し発行》(1件につき) ○名寄帳 200円 ○地籍図・旧地籍図・大絵図 200円、カラー300円、マイラー800円 【減免】なし	【手数料】 《閲覧、写し発行とも同額》(1件につき) ○公図・旧公図・大絵図 300円 ○土地台帳・家屋台帳 300円 ○名寄帳 300円 【減免】なし	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市についても平成29年4月から南足柄市と同一の料金形態となるため、現在持っている公文書の閲覧は引き続き行う。	現在と同じサービスを提供できる。手数料に関しては、増減はないと思われる。	特になし
印鑑に関する事務手数料	印鑑に関する事務手数料 印鑑に関する事務手数料の免除	印鑑に関する事務手数料 印鑑に関する事務手数料の免除	【手数料】(1件につき) ○印鑑登録証明書 300円 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	【手数料】(1件につき) ○印鑑登録証明書 300円 ○印鑑登録証の再交付 300円 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	南足柄市の事務処理方式を適用する。	印鑑登録証の再交付手数料については、受益者負担とする。類似団体では、平塚市が同様の取扱いである。	南足柄市民は、現行どおりで混乱しない。小田原市分の再交付手数料収入の増額が見込まれる。	小田原市民は、新たな受益者負担が生じ、混乱が予想されるが、住民周知を徹底する。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
一般廃棄物の処理手数料(大型ごみ処理手数料、粗大ごみ収集運搬に関する手数料)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物の処理における大型ごみについては、ごみ集積場に排出されると支障が生じることから、別途収集運搬等の処理に係る手数料。</p> <p>①大型ごみ 一般家庭及びこれに準ずるものから排出される大型ごみ(特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く)を市が個別に収集し、運搬し、及び処分するとき。容量が45ℓの袋に収納できないものうち、幅、高さ又は奥行きの長辺の長さが4m以下、3辺の長さの合計が5m以下、重量が100kg以下のものに限る。</p> <p>②家電4品(収集) 一般家庭から排出される特定家庭用機器を市が個別に収集し、及び特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定取引場所まで運搬するとき。</p>	<p>粗大ごみ収集運搬に関する手数料 特定家庭用機器、一般粗大、特定家庭用機器(持込)</p> <p>①粗大ごみ 一般家庭から排出された規則で定める粗大ごみを市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するとき。</p> <p>②家電4品(収集) 一般家庭から排出された特定家庭用機器再商品化法第9条の規定により小売業者が引き取ることとなる特定家庭用機器廃棄物以外のもの(同法第19条本文の規定に基づき、製造業者等から料金の請求があるものについては、当該料金の支払いがされたものに限る。)を、市が戸別に収集し、及び指定取引場所まで運搬するとき。</p>	<p>【手数料】(1個につき)</p> <p>①大型ごみ 1,000円(上限2,000円)</p> <p>②家電4品(収集) 2,000円(上限3,000円)</p> <p>【減免】 (1)天災、火災等のり災によって発生したもの (2)生活保護法による被保護者が排出するもの (3)市の公共用地、公共施設から排出されるもの(ただし、企業会計、競輪事業特別会計を除く) (4)市が主催、共催、後援する行事等により排出されるもの (5)その他、(1)から(4)に準ずるもの</p>	<p>【手数料】(1個につき)</p> <p>①粗大ごみ 1,200円</p> <p>②家電4品(収集) 2,400円</p> <p>【減免】 (1)天災その他災害を受けたとき。免除 (2)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき。免除 (3)前2号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めたとき。2分の1の減額又は免除</p>	南足柄市の事務処理方式を採用する。また、両市間で取り扱いが異なる家電4品の扱いについては、収集、受入れともに実施する。	料金については、事務処理の対価として適正な南足柄市の料金を適用する。また、料金を除き、両市間での主な違いは、家電4品の取扱い及び大型ごみの大きさの規定の2点であるが、家電4品については、南足柄市の運用を引き継ぎ、収集、受入れともに実施する。なお、大型ごみの大きさの規定については、合併後の市へ移行する際に調整を図ることとする。	歳入増が見込まれる。	単価が上がることで、小田原市民の負担が増すが、市民に対し、周知・説明を十分に行うとともに、合併後の市において状況に応じ、見直し等の検討をしていく。経費(委託料)が増となるが、歳入の増、事務の効率化による経費の圧縮で相殺する。
狂犬病予防法に基づく事務に係る手数料	狂犬病予防法に基づき犬の登録、鑑札・注射済票の交付等の事務を行う。	狂犬病予防法に基づき犬の登録、鑑札・注射済票の交付等の事務を行う。	<p>【手数料】</p> <p>○犬の登録(1頭につき) 3,000円</p> <p>○犬の狂犬病予防注射済票の交付(1件につき) 550円</p> <p>○犬の鑑札の再交付(1件につき) 1,600円</p> <p>○狂犬病予防注射済票の再交付(1件につき) 340円</p> <p>○鑑札の引換え(1頭につき) 1,600円</p> <p>【減免】 身体障害者補助犬の所有者その他市長が特に必要があると認めるものについては手数料を免除することができる。</p>	<p>【手数料】</p> <p>○犬の登録(1頭につき) 3,000円</p> <p>○犬の狂犬病予防注射済票の交付(1件につき) 550円</p> <p>○犬の鑑札の再交付(1件につき) 1,600円</p> <p>○狂犬病予防注射済票の再交付(1件につき) 340円</p> <p>【減免】 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき (4)官公署から公務上請求があったとき (5)公用で使用するとき (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法律の規定に基づき、証明を請求するもの (7)別表1の項第1号イに規定する事項について、地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項又は第419条第8項の規定による縦覧期間内において、納税義務者から固定資産課税台帳の閲覧請求があったとき (8)前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの</p>	南足柄市の事務処理方式を採用する。ただし、減免基準は次のとおりとする。	事務内容は両市に差異がなく、類似団体の状況から適正な水準と考えられるが、転入の際に行う鑑札の引換えは、類似団体で行われておらず、南足柄市の水準が類似団体の水準と同一となるため。	転入の際に行う鑑札の引換えを廃止することで、手数料の種別が、類似団体の水準と同一となる。	手数料収入が減少するため、減免基準を変更する。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
一般廃棄物の処理手数料(し尿)	小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第21条に基づき、一般廃棄物(し尿)の処理に係る手数料を賦課・徴収する。 ①くみ取り(定額料金) 住民票がある一般家庭及びこれに準ずるものから排出される場合で、世帯、人員及び処理回数による時 ②くみ取り(従量料金) 住民票を持たない一般家庭及び事業所から排出される場合で、①に規定する算出基準により難いとき ③くみ取り(超過料金) ①の場合であって規定の回数を超えて処理を行うとき ④浄化槽清掃料金 浄化槽の清掃を行うとき	南足柄市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第24条に基づき、一般廃棄物(し尿)の処理に係る手数料を賦課・徴収する。 ①くみ取り(定額制) 月1回のくみ取り(家庭用常設トイレに適用) ②くみ取り(従量制) くみ取り量によって料金が決まる(くみ取りが月2回以上、あるいは数か月に1回程度か、仮設トイレに適用)	【手数料】 ①120円(1世帯・1月につき) 260円(1人・1月につき) ②(36Lにつき) ・一般家庭及びこれに準ずるもの 310円 ・上記以外のもの 360円 ③680円(1回につき) ④(36Lにつき) ・一般家庭及びこれに準ずるもの 320円 ・上記以外のもの 【減免】 生活保護受給者は免除	【手数料】 ①130円(1世帯・1月につき) 280円(1人・1月につき) ②130円(10Lにつき) 【減免】 生活保護受給者は免除	南足柄市の事務処理方式を適用する。	し尿収集のみ合併後の市で行い、浄化槽汚泥は許可業者制とする。単価は財源確保の面から、高い南足柄市の水準とする。	特になし	浄化槽清掃手数料分が歳入減となる。 小田原市の、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可事務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく収集運搬業(し尿)の許可事務、及び、浄化槽清掃業の許可制への移行に向け、適切な浄化槽清掃料金とするための浄化槽の清掃手数料の改定作業が発生する。 新たに、市民と浄化槽清掃業者の間に契約が必要となる。 浄化槽清掃業の許可制に向けた料金体系の変更や、契約事務の補助などを検討する。
化製場等に関する法律に基づく動物の飼養手数料	化製場等に関する法律第9条により、指定された区域内で該当動物を飼養する場合、動物の種類ごとに飼養施設の所在地の都道府県知事の許可が必要で、その許可申請に当たって審査手数料を徴収する。	化製場等に関する法律第9条により、指定された区域内で該当動物を飼養する場合、動物の種類ごとに飼養施設の所在地の都道府県知事の許可が必要で、その許可申請に当たって審査手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) 6,000円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 8,390円 【減免】 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき (4)官公署から公務上請求があったとき (5)公用で使用するとき (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法律の規定に基づき、証明を請求するもの (7)別表1の項第1号イに規定する事項について、地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項又は第419条第8項の規定による縦覧期間内において、納税義務者から固定資産課税台帳の閲覧請求があったとき (8)前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認められたもの	南足柄市の事務処理方式を適用する。 ただし、減免基準は次のとおりとする。 【減免】 (1)本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (2)生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの (3)法令の規定により取り扱うもの (4)国又は地方公共団体が必要とするもの (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの	類似団体の状況から適正な水準と考えられるため。	特になし	特になし
排水設備工事責任技術者登録手数料	小田原市下水道条例及び小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則に基づき、下水道排水設備工事責任技術者の登録を行い、その登録に係る手数料を徴収する。	南足柄市下水道条例及び南足柄市下水道排水設備工事に係る指定工事店及び責任技術者に関する規則に基づき、下水道排水設備工事責任技術者の登録を行い、その登録に係る手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) ○責任技術者新規登録手数料 1,500円 ○責任技術者更新登録手数料 1,500円 ○責任技術者資格証明書再交付手数料 1,500円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) ○責任技術者新規登録手数料 3,000円 ○責任技術者更新登録手数料 2,000円 ○責任技術者証再交付手数料 2,000円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用するが、手数料は南足柄市の単価を適用する。	事務処理方式は両市ほぼ同一内容である。手数料は類似団体事例を参考に、南足柄市の単価とする。	歳入増が見込まれる。 ただし、合併後はこれまで両市に登録していた者は1回の登録で足りるため、大幅な歳入増は見込めない。	小田原市域の登録者は負担増となるため、事前周知等を徹底する。

(4)新たな水準に再編するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
排水設備工事指定工事店指定手数料	小田原市下水道条例及び小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則に基づき、下水道排水設備工事店の指定を行い、その指定に係る手数料を徴収する。	南足柄市下水道条例及び南足柄市下水道排水設備工事に係る指定工事店及び責任技術者に関する規則に基づき、下水道排水設備工事店の指定を行い、その指定に係る手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) ○指定工事店新規指定手数料 10,000円 ○指定工事店更新指定手数料 5,000円 ○指定工事店証再交付手数料 1,500円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) ○指定工事店新規指定手数料 10,000円 ○指定工事店更新指定手数料 5,000円 ○指定工事店証再交付手数料 2,500円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用するが、指定工事店証再交付手数料のみ、南足柄市の単価を適用、新たな実施水準に再編する。 【手数料】(1件につき) ○指定工事店新規指定手数料 10,000円 ○指定工事店更新指定手数料 5,000円 ○指定工事店証再交付手数料 2,500円	手数料基準の一部に差異があるが、その他の基準は両市同一であることから、その手数料額を類似団体事例を参考に南足柄市に合わせる。また、その他の手数料額は、類似団体事例と比較し、妥当な金額である。	これまで両市に登録していた指定店は1回の指定申請で足りるため、事務の軽減が図られる。	小田原市域の指定店では、指定工事店証再交付手数料が上がるため、事前周知を徹底することから、影響は少ないものと予想される。

(5) 廃止するもの

事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
家屋の消毒手数料	家屋の消毒を行ったことにより徴収する。		【手数料】(1件につき) 340円(16㎡まで) ※1㎡増すごとに20円加算 【減免】なし		廃止	類似団体の手数料条例などに規定されておらず、手数料徴収が行われていないため。	特になし	特になし
消防演習立会い手数料		消防演習立会い手数料を徴収する。		【手数料】(1回につき) 500円 【減免】なし	廃止	消防演習による消火栓の使用は認めないことから、消防演習立会い手数料の制度を廃止する。	特になし	特になし